

令和8年度(令和7年分)
市県民税申告日程について【福山地区】

【申告期間】

令和8年2月16日(月)～令和8年3月16日(月)
(土日祝と金曜日の一部を除く)

- ◎ 地区割りはありませんので、ご都合のよい日(下記の日程表の○のついた日)におこしください。
- ◎ 霧島市役所本庁舎(国分会場)では、令和8年3月8日(日)に休日申告日を設けています。

【受付時間】

(午前) 9:00～11:30 (午後) 1:00～4:00

【申告会場】

福山総合支所 会議室

(※選挙、災害等、やむを得ない事情により、会場が変更になる場合があります)

《 福 山 地 区 日 程 表 》

月	日	曜日	受付
2月	16	月	○
	17	火	○
	18	水	○
	19	木	○
	20	金	
	21	土	
	22	日	
	23	月	
	24	火	○
	25	水	○
	26	木	○
	27	金	

月	日	曜日	受付
3月	1	日	
	2	月	○
	3	火	○
	4	水	○
	5	木	○
	6	金	
	7	土	
	8	日	休日申告 (国分会場のみ)
	9	月	○
	10	火	○
	11	水	○
	12	木	○
	13	金	○
	14	土	
	15	日	
	16	月	○

※ 裏面もご覧ください

- ◎ 「簡易農業所得収支計算書」、「医療費の明細書」、「市県民税簡易申告書」は全戸配布いたしません。

- ・ 必要な方は霧島市ホームページよりダウンロードするか、事前に本庁・支所まで取りにお越しください。

- ◎ 申告期間の開始当初や終了間際は混雑が予想されます。

- ・ 来場者が多いと待ち時間が長くなりますので、ご理解のほどよろしくお願いします。

- ◎ 収支計算書や明細書を作成してからご来場ください。

- ・ 事業所得(農業所得)や不動産所得のある方は、事前に収支計算書を作成したうえでご来場ください。
収支のわかる帳簿等をつけている場合はその帳簿等を持ってきていただいてもかまいません。

- ・ 医療費の控除を受けたい方は医療費控除の明細書をあらかじめ作成したうえでご来場ください。

- ・ 経費や医療費の領収書を持参されても、職員は振り分けや計算、作成は行いませんので、
必ず事前に済ませてからご来場ください。

- ◎ 無収入や障害年金などの非課税収入のみの方も、申告をしたほうがよい場合があります。

- ・ 無収入の方や非課税収入のみの方は原則として申告は必要ありませんが、国保税や介護保険料が賦課される世帯の方は申告をしたほうがよい場合があります。裏面の「市県民税申告のご案内」をご覧ください、該当される方は「市県民税簡易申告書」を記入のうえ提出するか、市の申告会場にて収入がない旨の申告をさせていただきます。

- ◎ 以下の方は加音ホールでの申告になります。

- ①住宅ローン控除の初年度の申告 ②土地、建物、山林、株式の売却に係る申告
- ③先物取引に係る所得の申告 ④配当所得の申告
- ⑤青色申告の所得 ⑥雑損控除

※ ②～④に該当する方で、所得税の納付や還付、繰越控除が発生しない際には、市の申告会場でも申告できる場合があります。

※ ⑥の申告で、令和7年8月の大雨によるものは、市役所の会場でも申告を受け付けます。

■お問合せ先

福山総合支所 地域振興課

☎ 45-5111(内線 6807・6806)

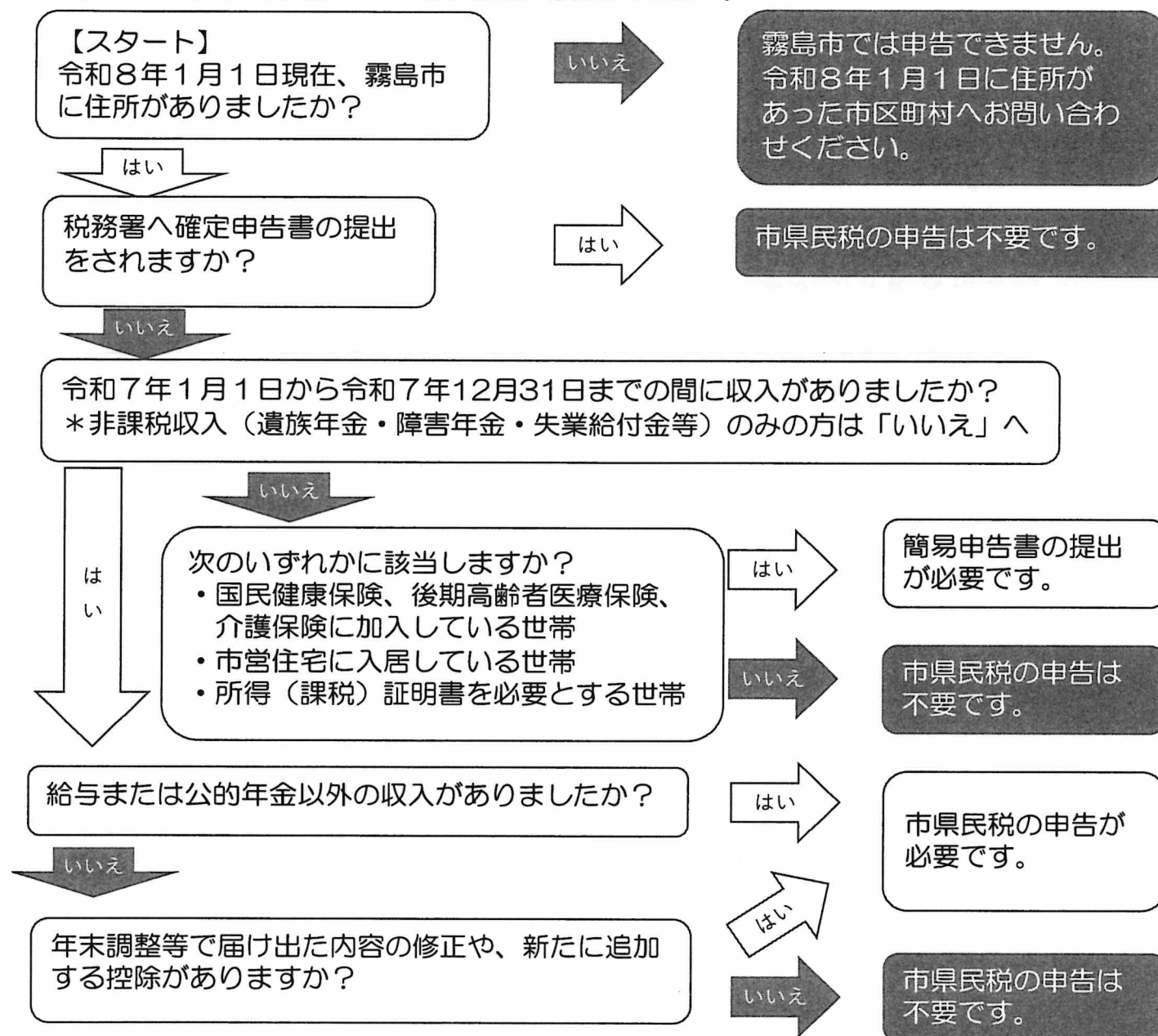
所得税や消費税の確定申告に関するご不明な点は、加治木税務署(☎62-2161)までお問合せください。

令和8年度
(令和7年分)

市県民税申告のご案内

■市県民税申告が必要な方

・下のフローチャートに沿って、申告が必要か確認してください。



★申告日程表等の全戸配布の廃止について★

昨年お知らせしたとおり、今年度から「申告日程表」、「市県民税簡易申告書」、「医療費控除の明細書」の全戸配布を廃止し、班回覧へ変更します。必要な方は、班回覧時にコピーされるか、本庁舎や各総合支所担当窓口で受け取るか、若しくは下記二次元コード読込先のページから必要な書類をダウンロードしてください。

ダウンロード
ページはこちら →



<簡易申告書の提出先>

〒899-4394 霧島市国分中央三丁目45-1

霧島市役所税務課市民税グループ 宛

ファックス：0995-64-0931

メール：shinkoku@city-kirishima.jp

■申告に必要なものについて

①本人確認書類

マイナンバーカード、又はマイナンバー通知カードと運転免許証等の顔写真付き本人確認書類

②収入及び必要経費を証明できる書類・帳簿等

年金収入がある方	公的年金等の源泉徴収票	日本年金機構、企業年金連合会等から送付。
給与収入がある方	給与所得の源泉徴収票	給与支払者が発行。
事業・農業・不動産業を営んでいる方	収支内訳書 や 肉用牛売却証明書(牛農家)。	
その他の収入がある方	シルバー人材センターの配分金証明書、個人年金支払証明書、満期保険金の支払明細書等のその収入金額や経費が分かるもの。	

③社会保険料控除・生命保険料控除を受けるための書類

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料納付済証明書	当市は1月下旬に収納課から送付。
任意継続保険料納付済証明書	保険証の発行元にお尋ねください。
国民年金控除証明書	日本年金機構から送付。
生命保険料・地震保険料控除証明書等	加入している保険会社から送付。

④障害者控除を受けるための書類

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書等

⑤配偶者(特別)控除、扶養控除を受けるための書類

対象者が収入がある場合は、その収入等が分かるもの(上記②を参考にしてください。)

⑥医療費控除を受けるための書類

医療費控除の明細書(明細書の記載例を参考に記入してください。)

※紙おむつ(大人用)の購入費用を含める場合、「おむつ使用証明書」等が必要です。

⑦寄附金控除(ふるさと納税など)を受けるための書類

寄附した団体などから交付される寄附金の受領証明書等

⑧令和7年8月の大雨による雑損控除を受けるための書類

罹災証明書、損失額の計算書等

詳細は市ホームページ「雑損控除に関するご案内」をご確認ください。

⑨申告者本人名義の通帳等、還付金の受取口座が分かる書類

申告者本人名義の通帳やキャッシュカード(所得税の還付申告をされる方のみ)

※職員は、領収書等の振り分けや計算は行いませんので、必ず済ませてお越しく
ださい。

※申告の内容によっては、上記以外のものが必要になる場合があります。